

碧南市マンション管理適正化推進計画

令和5年4月1日

1 マンションの管理の適正化に関する目標

本市において令和4年度末時点で7棟249戸のマンションが立地しており、そのうち約45%の5棟111戸が築30年を経過します。10年後には市内に立地するすべてのマンションが築30年を経過し高経年のマンションになることを踏まえ、管理組合による30年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金の設定に重点を置いて、マンションの管理適正化を進めることとします。

2 マンション管理の状況を把握するために講ずる措置に関する事項

マンションの管理状況を把握するため、愛知県は令和3年度愛知県マンション管理実態調査を実施しました。本市において回答が得られていないマンションについては、現地調査等により継続して管理実態の把握に努めます。

また、実態に即した状況を把握するため、計画の見直し時など、必要に応じて管理実態調査を実施します。

3 マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、管理計画の認定事務を実施します。また、必要に応じて、マンション管理適正化指針に即し、助言指導等を行います。

なお、マンションの管理状況の調査等を踏まえ、施策の充実を図ることについて検討します。

4 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針に関する事項

碧南市マンション管理適正化指針については、「愛知県町村区域内マンション管理適正化指針」と同様の内容とします。

5 マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

本市は、マンションの適正な管理を支援することを目的として設立されたマンション管理推進協議会に参加しております。協議会では、定期的にマンション管理相談会などを開催しております。今後も協議会と連携し、マンション管理の適正化に関する啓発・知識の普及に努めます。

また、管理計画の認定制度等について市窓口やホームページ等を通じて公表し制度の普及に努めます。

6 計画期間

2023年度（令和5年度）から2030年度（令和12年度）までの8年間とし、社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとします。

7 その他マンションの管理の適正化の推進に関し必要な事項

管理計画の認定制度の運用にあたっては、碧南市マンション管理適正化法に係る管理計画認定に関する規程に定めるものとします。